

求職者支援訓練の見直しについて

今般、厚生労働省において次のとおり求職者支援訓練の見直しが行われましたので、お知らせいたします。

なお、見直し内容については、平成 26 年 3 月 10 日付け「求職者支援訓練の見直しについて（予定）」でお知らせした内容から変更はありません。

※ この他、職業訓練受講給付金の取扱いも見直されています。

※ 認定職業訓練実施奨励金（下記 3、4、5）及び職業訓練受講給付金に係る内容については、都道府県労働局へお問い合わせください。

1 訓練の認定基準における就職率の要件の見直し（認定基準 4、(1)、②関係）

認定基準 4、(1)、②「過去の就職率等」において、認定申請する訓練科と同一分野の求職者支援訓練を過去に行った場合には、その就職率が一定の水準を上回ることが条件となっているが、次のとおり見直す。

- (1) 過去の就職率について、認定申請を行う都道府県で行ったものに限る。
- (2) 就職率に算定できる「就職」について、雇用保険の適用される就職に限る。
- (3) 認定基準 4、(1)、②、イ「過去 3 年間の就職率（同一都道府県、同一分野）」について、二度下回ると訓練を不認定とする就職率の下限について、(2) の変更に伴い、基礎コースの場合の下限を 45% から 30% に、実践コースの場合の下限を 50% から 35% に変更する。
- (4) 一定の水準の就職率を一度でも下回ると訓練を不認定とする認定基準 4、(1)、②、ハ「就職率（全国）」の取扱いを廃止する。

平成 26 年 4 月以降に開講する訓練コースで確定された就職率から適用。

2 求職者支援訓練を行う者の欠格要件の見直し（認定基準 4、(1)、⑨関係）

認定基準 4、(1)、⑨「欠格要件」について、次のとおり見直しを行う。

- (1) 認定基準 4、(1)、⑨、ハ「不正行為により認定を取り消された者」については、過去の求職者支援訓練における重大な不正行為を理由とするものに限るとともに、それ以外の不正行為を理由とするものは認定基準 4、(1)、⑨、ニ又はホの 5 年の欠格要件に該当するものとする。
- (2) 理由となった「重大な不正行為」又は「不正行為」に組織的関与が認められない場合は、求職者支援訓練を不認定とする範囲を当該行為が行われた都道府県内の訓練コースに限るものとする。

- (3) 認定基準4、(1)、⑨、ニ又はホの5年の欠格要件について、不正行為以外の理由により認定の取消し等を受けた訓練実施機関については、以後の求職者支援訓練を不認定とする範囲を当該認定の取消し等を受けた都道府県内の訓練コースに限るものとする。

[一覧]

区 分	不認定の期間	不認定の範囲
重大な不正行為＋組織的関与あり	永年	全国
重大な不正行為＋組織的関与なし	永年	当該都道府県
重大以外の不正行為＋組織的関与あり	5年	全国
重大以外の不正行為＋組織的関与なし	5年	当該都道府県
不正行為以外	5年	当該都道府県

平成26年4月以降に行う認定の取り消し等から適用。

3 基本奨励金の支給要件の出席要件等の見直し

認定職業訓練実施奨励金（以下「奨励金」という。）のうち認定職業訓練実施基本奨励金（以下「基本奨励金」という。）の支給要件における受講者の出席率については、訓練を受講した日数の当該基本奨励金支給対象期間（3か月単位又は全訓練期間）における当該訓練の実施日数に占める割合が8割以上の者につき算定することとなっているが、基本奨励金の支給要件の出席率について、次のとおり見直しを行う。

- (1) 訓練の一部に出席できないが、訓練実施日の1/2以上に相当する部分を受講した場合、1/2日分の受講したものとして、受講した日数の算定に加えるとともに、受講した日数に1日未満の端数がある場合は切り捨てた上で、出席率を算定する。
- (2) 受講者の出席率が8割以上であるかを判断する期間を、現行は3か月単位又は訓練全期間としているが、当該期間の出席率が8割未満の場合でも、1か月単位で受講者の出席率が8割以上を満たす基本奨励金支給単位期間（1か月単位）も基本奨励金の算定対象とする。

平成26年4月以降に開講する訓練コースから適用。

4 付加奨励金の支給要件の就職率の水準の見直し

奨励金のうち認定職業訓練実施付加奨励金（以下「付加奨励金」という。）の額は、実践コースの就職率（雇用保険の適用される就職による就職率）が40%以上55%未満の場合は修了者等一人につき一月あたり1万円、55%以上の場合は一人につき一月あたり2万円としているが、当該支給要件を見直し、付加奨励

金1万円とする就職率の要件を35%以上60%未満と変更し、付加奨励金2万円とする就職率の要件を60%以上と変更する。

平成26年7月以降に開講する訓練コースから適用予定。

5 奨励金を不支給とする範囲の見直し

過去に不正行為により、奨励金の支給を受け若しくは受けようとした求職者支援訓練を行う者に対しては、奨励金の一部又は全部を支給しないこと（以下「奨励金の不支給」という。）としているところ、今般、奨励金の不支給とする場合について、以下（1）及び（2）の変更を行う。

- （1）永年にわたって奨励金の不支給とする場合を重大な不正行為により奨励金の支給を受け若しくは受けようとした場合に限るとともに、重大な不正行為以外の不正行為を理由とする場合は奨励金の不支給とする期間を5年間とする。
- （2）重大な不正行為又は不正行為に組織的関与が認められない場合は、奨励金を不支給とする範囲を当該行為が行われた都道府県内の訓練コースに限る。

平成26年4月から適用。

6 選定方法の見直し

求職者支援訓練の選定について、以下（1）から（3）の変更を行う。

- （1）実績枠での選定における主たる評価要素である就職率の算定対象とする「就職」について、雇用保険の適用される就職に限る。
- （2）実績枠での選定について、主たる評価要素となる就職率のほか、①申請された訓練の内容や質、②質の向上に取り組んでいる等の運営体制、③受講者評価、雇用保険が適用される就職以外の就職も含めた就職率等の実績などの多面的な要素も加味して訓練の質を評価する見直しを行う。
- （3）新規参入枠での選定についても、上記（2）を踏まえた見直しを行う。

（2）（3）のうち、多面的な評価要素を加味した選定については、平成26年10月以降に開講する訓練コースから適用予定。

（訓練コースの選定において（1）の活用を開始する時期については、決まり次第お知らせします。）